

沖縄県学校給食研究協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、沖縄県学校給食研究協議会と呼び、事務局を会長の定めるところにおく。

(目 的)

第2条 この会は、学校給食の研究並びに普及充実に図り、もって児童生徒の健康・体力増進に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学校給食に関する情報交換並びに調査研究。
2. 研究会並びに講習会の開催。
3. 研究資料、会報等の発行。
4. 学校給食関係の表彰。
5. その他この会の目的達成に必要な事業。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 この会は、学校給食を実施している学校及び給食調理場の職員並びに、この会の趣旨に賛同するもので組織する。

(役 員)

第5条 この会に次の役員をおく。

- | | | | |
|----------|-----|---------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 5. 事務局長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 3 名 | 6. 書 記 | 1 名 |
| 3. 理 事 | 若干名 | 7. 会 計 | 1 名 |
| 4. 監 事 | 2 名 | 8. 幹 事 | 2 名 |

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事は、この会の重要事項について審議し承認する。
4. 監事は、この会の会計、会務を監査する。
5. 事務局長は、この会の事務を総轄する。
6. 幹事は、事務局長を補佐する。
7. 書記は、この会の事務を処理する。
8. 会計は、この会の収支・決算を処理する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

1. 会長・副会長・監事は理事会で選出する。
2. 理事は、下記代表とする。
 - (1) 地区代表 (8 地区)
 - (2) 学校栄養職員代表
 - (3) 共同調理場代表
 - (4) 教育庁保健体育課学校安全・給食班

(5) 県学校給食会事務局長

3. 本会の事務局に事務局長・幹事・書記・会計を置く。

(1) 事務局長・書記・会計は会長が委嘱する。

(2) 幹事は、保健体育課担当指導主事・主任技師とする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

1. 補欠役員の任期は、前任期間とする。

(委員会・専門部会)

第9条 この会の目的達成のため、必要があれば委員会または専門部会をおくことができる。委員会は会長が委嘱する。

(地 区)

第10条 地区は地域ごとに結成し、地区規程を定めて運営に当るものとする。

但し、高等学校（定時制）、特殊教育諸学校は県一円を一地区とする。

第3章 運 営

(会 議)

第11条 この会を運営するために理事会をもつ。

1. 会議は過半数をもって成立する。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて会長が召集する。

1. 役員会は、会長・副会長・事務局とする。

(理事会)

第13条 理事会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を行う。

(1) 事業計画の承認 (2) 予算・決算の承認

(3) 規約変更の承認 (4) その他会の運営に必要な事項

(議 決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数の賛成で成立する。

(経 費)

第15条 この会の経費は、次の収入金をもってあてる。

1. 会 費 2. 補助金 3. 雑収入

(会 費)

第16条 この会の会費は、児童生徒1人につき5円とする。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日迄とする。

附 則 この規約は、昭和49年1月18日より施行する。

昭和51年9月24日一部改正する。

昭和54年6月6日一部改正する。

昭和55年7月17日一部改正する。

昭和58年8月13日一部改正する。

平成元年6月21日一部改正する。

平成11年7月15日一部改正する。

平成13年7月13日一部改正する。

平成19年7月31日一部改正する。

平成24年6月29日一部改正する。

沖縄県学校給食研究協議会表彰規程

第1条 本県学校給食の向上発展に寄与した功労顕著な個人または団体を表彰する。

第2条 被表彰者の範囲は次のとおりとし、沖縄県学校給食研究協議会理事会「以下（理事会）」の審議を経て選定し表彰する。

- 1 県立及び公立の教職員、学校栄養職員及び栄養士、調理場職員または団体。
- 2 各地区学校給食研究協議会等の役員または団体。
- 2 沖縄県学校給食研究協議会の役員。
- 4 沖縄県学校給食会職員及び団体。

第3条 被表彰者の推薦は、市町村教育委員会・各地区学校給食研究協議会等・県学校給食共同調理場連絡協議会・県学校栄養士会、県学校給食会等において、これを行う。

第4条 理事会で審査する基準は次のとおりとする。

- 1 県立及び公立学校の教職員、学校栄養職員及び栄養士で勤続20年以上、調理場所長等にあつては4年以上、調理員等は25年以上、学校給食の伸展に寄与した功績顕著な者。
但し、夜間定時制高等学校に勤務する上記の職員にあつては、15年以上、特別支援学校に勤務する調理員にあつては、20年以上とする。
- 2 県立及び公立学校、調理場並びに各地区協議会等にあつては、学校給食の向上発展に寄与した団体。
- 3 県学校給食研究協議会並びに各地区協議会等の役員にあつては、同会4年以上在任し、学校給食の伸展に寄与した功績顕著な者。
- 4 学校給食会にあつては、学校給食運営等に20年以上携わっており、学校給食の普及と充実に特に功績顕著な者及び団体。
- 5 学校給食活動において特に顕著な実績があった者

第5条 被表彰者の推薦にあつては第4条に基づき、所定の様式に必要な事項を記載し、指定の期日までに県学校給食研究協議会会長あてに内申する。

第6条 表彰は毎年、沖縄県健康教育研究大会において会長がこれを行う。

第7条 前第4条に該当しない者で、特に本会の運営に功労のあった者に対して理事会に諮って感謝状を授与することができる。

附 則

この規程は、昭和57年10月8日から適用する。

平成元年6月21日一部改正する。

平成5年7月6日一部改正する。

平成8年7月5日一部改正する。

平成10年7月9日一部改正する。

平成10年7月5日一部改正する。

平成17年7月8日一部改正する。

平成19年7月31日一部改正する。

平成23年7月1日一部改正する。

学校給食優良学校及び学校給食功労者表彰要項

1. 趣 旨

学校給食の充実とその発展を図るため、学校給食において優れた成果をあげた学校及び共同調理場を、「学校給食優良学校等」として、また学校給食に長く従事しその功績が特に顕著な個人及び団体を「学校給食功労者」として、沖縄県学校給食研究協議会が表彰する。

2. 被表彰校等及び被表彰者の審査と決定

被表彰校等及び被表彰者については理事会が審査し、これに基づいて県学校給食研究協議会の会長が決定する。

3. 被表彰校等及び被表彰者の推薦

市町村教育委員会、各地区学校給食研究協議会等、県学校給食共同調理場連絡協議会、県学校栄養士会、県学校給食会は、表彰規程により被表彰校等及び被表彰者を推薦するものとする。

4. 審査の基準

審査は主として、推薦書提出日現在の次の各号に掲げる要件を考慮して行う。但し学校給食優良学校等及び被表彰者として、過去に文部科学大臣や県学校給食研究協議会から表彰された者は除く。

(1) 学 校

- ① 完全給食を実施し、食事内容の多様化を図りつつ豊かで魅力的な給食を行っていること。
- ② 学校給食にふさわしい食器具の改善を図り、ランチルーム等給食場所の整備を行い、好ましい食習慣の形成に効果をあげていること。
- ③ 給食指導を学校の教育活動全体の中に位置づけ、学校栄養職員等との連携を図り、創意ある取組をしていること。
- ④ 給食参観、親子料理教室、招待給食等をとおして学校と家庭、地域の連携を推進していること。
- ⑤ 学校給食の運営指導組織が整備され、組織的な指導、実践が行われていること。
- ⑥ その他、学校給食の目標達成に向け常に努力し、学校給食の運営、実施において模範となること。

(2) 共同調理場等

- ① 常に、栄養・衛生管理等に適正を期し豊かで魅力ある学校給食の実施に寄与していること。
- ② 学校や家庭、地域と連携し、栄養指導や料理講習会等を実施していること。
- ③ 調理室の配置、作業工程及び調理時間等に工夫をこらし作業効率を高めるとともに、職員の安全・衛生面に十分留意していること。
- ④ その他、学校給食業務の運営において模範となること。
- ⑤ 学校給食用物資の安定的な供給と、学校給食の実施が困難な地域または学校において、学校給食の実施に関し、特に功績があった団体。

(3) 個人

- ① 勤続20年以上の教職員で各種研修会等における実践発表や学校における給食指導の工夫・改善、家庭や地域の食生活の改善等に寄与した者。
- ② 学校栄養職員等は、20年以上勤務し、魅力的な献立の工夫、給食指導への参画、地域の食生活の改善等、常に学校給食の伸展のため努力してきた者。
- ③ 調理場所長等は、4年以上勤務し、学校給食を学校教育活動の一環と捉え、調理場の合理的運営や学校・家庭等との連携を推進してきた者
- ④ 調理員等は、25年以上勤務し、調理業務の工夫・改善等、常に学校給食の伸展のため努力してきた者。

但し、夜間定時制高等学校に勤務する上記の職員にあつては、15年以上、特別支援学校に勤務する調理員にあつては、20年以上とする。

- ⑤ 県学校給食研究協議会並びに各地区協議会等の役員にあつては、同会4年以上在任し、学校給食の伸展に寄与した功績顕著な者。
- ⑥ 学校給食会職員にあつては、学校給食の運営等に20年以上携わっており、学校給食用物資の安定的な供給と学校給食の普及と充実に関し、特に功績のあった者。

5. 推薦書の提出

学校給食優良学校等及び学校給食功労者として推薦する場合は、下記の書類を作成し、指定の期日までに県学校給食研究協議会事務局へ提出する。

(1) 学校給食優良学校等

- ① 学校給食優良学校等推薦書・・・・・・（様式1）
- ② 学校給食実施状況報告書・・・・・・（様式2-1）または（様式2-2）

(2) 学校給食功労者

- ① 学校給食功労者推薦書・・・・・・（様式3）
- ② 学校給食功労団体推薦書・・・・・・（様式4）

6. 表彰

学校給食優良学校等及び学校給食功労者に対して、沖縄県健康教育研究大会において県学校給食研究協議会の会長が表彰状を授与し表彰する。